

山口地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成16年10月5日(火)午後2時から午後4時まで

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

相本艶子(山口県消費生活センター所長)

石井宏治(山口地方裁判所所長)

大田正之(山口市広報広聴課長)

嶋田日出夫(山口経済同友会常任幹事)

田川章次(弁護士)

田中愛子(山口県立大学看護学部助教授)

辻川 昭(山口地方裁判所判事)

永田信明(弁護士)

仁田良行(山口地方検察庁次席検事)

三間地光宏(山口大学経済学部助教授)

なお、萩原幸弘(テレビ山口株式会社報道部長)は欠席

(2) オブザーバー

民事首席書記官, 刑事首席書記官

(3) 事務担当者

事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長

4 議事の概要

(1) 各委員の自己紹介

(2) 裁判所の広報活動について

裁判所における一般的な広報活動及び山口地方裁判所における広報活動について、事務局から報告され、委員の意見交換がされた。

(3) 裁判員制度説明会等について

次回までに、委員を対象とした裁判員制度説明会及び法廷傍聴を開催することになった。

(4) 次回の意見交換のテーマについて

次回も引き続き、「裁判所の広報」について意見交換を行うことになった。

(5) 次回開催日の決定

平成17年2月15日(火)午後2時に開催することに決定された。

5 委員の発言要旨等

別紙のとおり

(別紙)

委員の発言要旨等

1 「裁判所の広報」について

(委員長)

裁判所の広報活動について、御意見はございませんでしょうか。

(A委員)

最高裁で、小中学生、高校生を対象とした広報用のビデオテープが作成されているとのことですが、山口地裁における貸出・利用状況はどうなっているのでしょうか。私が十数年前に小学校のPTA会長をしていた時に裁判所見学を実施したのですが、そのときにこういうビデオがあればいろんな役に立っただろうと思いました。法律関係の仕事の人がこういう情報を学校関係者に伝える必要があると思います。

(総務課長)

貸出・利用状況については、過去に1件、中学校に貸し出しをした事例があるようですが、現在はほとんど利用されていません。裁判所も、貸し出しができることを学校等に宣伝する必要があると考えていますので、今後、裁判所ホームページに広報用ビデオの貸し出し案内の記事を掲載するなどしていきたいと考えています。

(B委員)

今では、裁判所見学や法廷傍聴の際には、これらの広報用ビデオを上映していますが、貸出についても今後は積極的に利用を呼びかけていきたいと考えています。

(C委員)

自分で山口地裁のホームページにアクセスしてみましたが、かなりのアクセス数があるようですし、広報活動もこれだけのものがされていることに驚きました。ただ、関心のある人はこれらを利用することによって情報を得ることができますが、関心のない人、受動的な人にも浸透するような広報も考える必要があると思います。例えば、テレビ放送なども検討してはいかがでしょうか。

(D委員)

今回、いろんな広報活動をされていることがわかりましたが、まだまだ一般には届いていないように思います。消費生活センターでは、公募で「暮らしを考える一日教室」という講座を年8回程度開催しているのですが、その中で年1、2回の枠を使って、裁判所を見学し、併せて、少額訴訟の手続などを学習する機会とさせていただくのもよいかと思います。裁判所側で企画されるものと一般の企画に参加する形のもの両方で検討され、多様な形で行うことがよいと思います。

(E委員)

市でも、「広報活動というのは市報に載せれば終わり、ではなく、理解してもらうためには複数の広報手段で何度も何度もやらないと市民に届かない」という認識で行っています。そのような広報手段のうち、比較的費用がかからないものとして、市町村のケーブルテレビの枠を利用されてもよいのではないのでしょうか。

(D委員)

消費生活センターでも、ケーブルテレビについては週1回程度出演していますが、一般消費者に対する情報提供として放送してもらっているので無料です。消費者問題

は早いうちに相談し被害救済やトラブル防止につなげてもらいたいという趣旨から、テレビコマーシャルとして放送しています。費用もかかるのですが、若い人から高齢者まで見ることができる時間帯を設定し、テーマを絞って繰り返し放送するとより浸透すると思います。

(F委員)

関心のない人に関心を持ってもらうために、今回の裁判員制度が始まるということは、むしろチャンスではないでしょうか。これまでは裁判所に行くのは、現にトラブルに巻き込まれている人ばかりでしたが、これからはトラブルに関わりのない人も、裁判員として関わりを持つことになるのですから、このチャンスを活かして広報活動を行うことが重要だと思います。また、子供たちに対する法教育を含めて、今後裁判員の対象となっていく世代を育てていく教育プログラムも必要と思われます。

(C委員)

同感です。社会教育の場として、裁判所の位置付けを考えていくべきだと思います。法の見方や考え方を身に付けられるように法教育としての広報活動も考えるべきです。

(D委員)

消費者問題も早い時期から消費者教育を行うことが課題となっています。裁判所でも、これからは担う小中学生や高校生を教育の対象にすることが大切だと思います。

(E委員)

検察庁では高校生を対象とした行事をされていると聞いたことがあり、いいことだと思います。今日も、検察庁の前を通ると「パネル展」の看板が目に入りました。用がなくても入っていける企画はよいと思います。裁判所も検察庁と連携して企画されてはいかがでしょうか。

(G委員)

検察庁は、基本的には出入り自由な役所ではないのですが、「法の日」週間ということで、開かれた検察庁のPRのために、法務省から展示用のパネルを借りて、今回実施したものです。高校や大学にも声をかけ、報道機関にも宣伝して取材していただき、結局全国紙の3紙ほどが記事にしてくれました。検察庁も何かできないかと考えて試しにやってみました。

(B委員)

委員の皆さまからは、これまで我々の気付かない点について御意見をいただき、感銘を受けました。御意見を検討し次回までに実施できるものは実施し、そうでないものは進行状況を報告したいと考えています。

(E委員)

事務局へ質問ですが、判決速報がホームページに掲載されているというのは、どの程度の事件を、どの程度の内容で掲載されているのか説明していただけますか。

(民事首席書記官)

当裁判所内に、判決速報等検討委員会を設置し、民事及び刑事の著名事件等について、支部の事件を含めて検討し、判決後1か月程度で掲載しています。

(E委員)

最近、本庁の刑事事件で、母親が子供を殺害した事件の判決があり、報道を見ると、山口に転勤してきたもののなじめずに近所づきあいもなく孤立してしまったように思います。行政としても、何か支援できなかったのかなと考えさせられるところがあり、そういう事件は国民も知りたいと思うので、できるだけ早く掲載して欲しいと思います。

(A委員)

貸出ビデオは、各支部にもあるのでしょうか。また、新聞報道についても、山口版の記事は下関では見ることができず、例えば、今回実施された模擬裁判の記事も見ていません。新聞の山口、岩国、下関などの地方版の記事をリンクさせることも考えてはどうでしょうか。さらに、今回の模擬裁判の企画はぜひ各支部でも地方巡業していただければと思います。

(B委員)

下関支部では、毎年1回模擬裁判を実施していますが、下関版の記事には掲載されていないのでしょうか。

(A委員)

ほとんど記事になったこともありませんし、弁護士会でも話題になったことはありません。下関支部では、裁判所見学ツアーのような行事が多いので、その中で実施されているのでしょうか。新聞記者向けの宣伝も不足しているのではないかと思います。

(総務課長)

広報用ビデオテープは、各支部・簡裁に備え置いており、希望があれば、本庁でも、最寄りの裁判所でも申し出ていただければ貸し出しできると思います。また、各支部には1本ずつしかありませんが、ニーズがあればダビングするなどして複数備え置きたいと思います。

(H委員)

判決速報に掲載される判決文の内容についてはいかがでしょうか。

(民事首席書記官)

仮名処理した上で、ほとんど全文が掲載されます。

(B委員)

判決後どれくらいで掲載されるのでしょうか。

(事務局長)

統計を取っていないのでわかりません。最高裁ホームページにある知財事件の判決速報ですと、判決後数日で掲載されますが、その他の事件は、各地家裁で検討委員会を週1回とか月1回のペースで設けて検討しているので、どうしても時間がかかるようです。

(E委員)

ここでお願いすることではないかもしれませんが、一般に判決文はわかりづらいので、わかりやすいように要約して掲載していただくことはできませんか。

(I委員)

判決を書く側から申し上げるのも恐縮ですが、現在の判決文は昔のもの比べると、随分読みやすくなっていると思います。ただ、限度はあって、法的に正確に書くとな

ると話し言葉そのままというわけにはいかないですし、その辺りは難しいものがあります。

(A委員)

裁判所が報道機関用に出している判決の要約を、その都度出していただくわけにはいきませんか。判決全文を読むのは素人にはなかなか大変で、裁判所の判断の部分を平易にしたものを、速やかに出していただくと助かります。私も依頼者に説明するときや新聞記者から取材を受けて説明するときも、かみ砕いて言ってやるのですが、説明しないと一般の人にはわからないと思います。

(B委員)

報道機関用の要約については、今までも要望にはできる限り応じていますが、全部というと難しいところがあります。どの程度のニーズがあるかを考えて努力しております。

(H委員)

ホームページに掲載する判決の選定基準はどのようになっているのですか。社会の耳目を集めた事件ということでしょうか。

(民事首席書記官)

社会の耳目を集めた事件や先例として参考になるものを、委員会で検討しています。

(G委員)

判決速報を出す趣旨をどういうところにおかれているのでしょうか。単に速く知りたいということであれば全文を載せる必要はないので、1か月は遅いように思います。判決の論理構成などを見て欲しいということなら、全文を掲載の方がよいでしょう。

(A委員)

新聞記事のように見出しを付けて載せてはどうでしょうか。先日、下関支部で、神戸のサラ金業者を相手に訴訟を起こし、欠席判決で勝訴したのですが、この事件は、架空請求業者対策として価値があるということで、朝日新聞と山口新聞に記事として掲載されました。このように、必ずしも記事になるというわけではないものを速報として広報に利用できないかと思います。

(H委員)

判決速報への掲載に対する反響はあるのですか。

(事務局長)

山口地裁では特に意見があったことはありません。判決速報のページは、最高裁ホームページにリンクしており、下級裁全部の判決速報から、例えば「山口地方裁判所」のものを検索して表示することになります。

(B委員)

判決速報は役に立たないとお考えでしょうか。

(G委員)

重要な判決を見てもらうという趣旨であれば現在のもので役に立つのだろうと思います。

(A委員)

ホームページの速報に出るものは、間を置かずに判例タイムズ等に掲載される事案

だろうと思いますし、ホームページを印刷して別の事件の資料に使うわけにもいきません。E委員の言われたように簡潔な新聞記事的なものがあれば、と思います。

(E委員)

私は、法曹界に役立つ判決というよりも、裁判所を身近に感じてもらうための広報活動に利用してはどうかということを言いたかったのです。

(A委員)

前回か前々回に申し上げましたが、下関支部の2階の待合室に流れている少額訴訟の手續案内のビデオは、わかりやすい、よいものなので、消費者センターや市民生活相談コーナーに貸し出したり、テープを複製して交付して待合室等で放送してもらうのも啓もうとしてはいいと思います。特定調停事件の手續案内ビデオも、待っている間に見ることができるので、役に立つと思います。まだだったらお願いします。

(D委員)

ヤミ金融や架空請求業者に対しては、「相手にせず、放置しておきなさい。」というのがこれまでの対応だったのですが、最近は、放置しておく、実際に少額訴訟を起こし、欠席判決で勝訴してしまう事例が全国的には出ており、この場合は放置してはいけないということを言っています。具体的な手續や裁判についての啓発は大事だと思いますので、ビデオやリーフレットを送っていただくと活用していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(C委員)

裁判員制度の広報について質問があります。陪審や参審など裁判員制度に類似した制度をもつ諸外国において、国民の司法参加の制度をどのように広報しているかという資料はあるでしょうか。

(事務局長)

現在、手持ちの資料にはございません。可能であれば調査して、次回までに報告いたします。

(B委員)

先日、当庁の刑事部の部総括から職員向けの講義をしてもらったのですが、その中で、欧米諸国では陪審・参審が当たり前のものとなっていて、そのための広報活動は問題となっていない、との話がありました。

(A委員)

裁判員制度についての広報用ビデオはあるのですか。

(事務局長)

現時点では広報用ビデオテープはまだありませんが、最高裁ホームページによれば、裁判員制度広報に関する懇談会において出されたアイデアとして、平成16年に15分程度の広報ビデオ作成が出ております。

(H委員)

日弁連では、俳優の石坂浩二等に出演してもらった裁判員制度のビデオを制作しております。裁判員法成立前のものなので、実際の制度と符合していないところもありますが、話としてはおもしろいものです。私も何度見てもおもしろいと思います。ぜひ御覧いただくことをお勧めします。

(F 委員)

裁判員制度の広報用ビデオの制作はよいのですが、そのビデオをどういう手法で、
どういう方法で活用するのかを検討すべきだと思います。5年後の実施を考えると、
それ以後新たに裁判員になりうる子供たちを対象に、学校教育の場で利用してもらう
ため、教育委員会と連携したりすることが考えられます。

(A 委員)

小中学生や高校生を対象として行う際に、PTAとうまく連携すれば、大人に対す
る教育としても有効であると思います。

(事務局長)

裁判所としても、例えば、広報用ポスターの配布先に学校を含めるなどを意識して
やっております。

(D 委員)

裁判員制度は、裁判所の歴史が変わる新しい時代の幕開けであり、啓発の対象とな
る人も15歳以上と広汎な年齢の方になります。従って、学生だけでなく一般の人々
の啓発教材として、多様に活用できるものであって欲しいし、加えて、他にどうい
う法教育や啓発の取り組みが必要か検討した上で制作の知恵を出し合っていく必要があ
ると思います。

2 裁判員制度説明会等について

(事務局長)

裁判員制度について、委員の皆さまに説明させていただく機会を持つことは必要で
しょうか。

(B 委員)

法廷傍聴など裁判所を知っていただく企画を含めて考えます。

(A 委員)

弁護士会としても、機会があればお手伝いしたいと思います。

(その他の委員)

是非お願いします。

(委員長)

全員の賛成により、実施することとします。事務局には、できるだけ一堂に会して
実施する方向で日程を調整していただくようお願いします。

(事務局長)

後ほど日程調整をさせていただきます。

(B 委員)

1号委員の方については、法廷傍聴も希望されておられるようなので、説明会と法
廷傍聴を同じ日に設定したいと思います。